

証券コード4829
(発送日) 2026年8月12日
(電子提供措置開始日) 2026年8月7日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号
日本エンタープライズ株式会社
代表取締役会長 兼 社長 植 田 勝 典

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nihon-e.co.jp/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、「投資家情報」「IRライブラリ」「株主総会」の順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、上記当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4829/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本エンタープライズ」又は「コード」に当社証券コード「4829」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類等をご検討のうえ、2026年8月27日（木曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

議決権行使の方法につきましては、5頁の「議決権行使についてのご案内」及び6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

■事後動画配信について

本年の株主総会の模様の一部については事後の動画配信を行います。以下ウェブサイトへアクセスし、ご視聴ください。

当社ウェブサイト <https://www.nihon-e.co.jp/>

■株主様向けアンケートご協力をお願い

当社では、株主様から貴重なご意見、ご要望を今後の経営やIR活動の参考にさせていただくためアンケートを実施しております。

お手数ではございますが、アンケートにご協力くださいますようお願い申し上げます。

アンケート回答期限：2026年9月末



アンケートURL <https://forms.gle/7xeefLyYcwqvN9m97>

お手元に「株主番号」をご準備の上、必要事項をご記入いただきご回答ください。

「株主番号」は議決権行使書に記載しておりますのでご参照ください。

なおご回答いただいた株主様に対して、先着10,000名様に豊洲市場水産仲卸厳選のECサービス「いなせり市場」(<https://inaseri.net/market/>)でご購入時にご利用いただける2,000円クーポン券をプレゼントいたします。

※本アンケートへのご回答内容は、今後のIR活動の参考とさせていただくものであり、議決権行使の有無とは一切関係ございません。

■お土産について

当日は、些少ながらお土産をご用意しております。

敬 具

記

1. 日 時 2026年8月28日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂1-12-2
渋谷エクセルホテル東急（渋谷マークシティ内）
6階（プラネッツルーム）

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項 1. 第38期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
2. 第38期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 吸収分割契約承認の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役5名選任の件
第5号議案 監査役1名選任の件
第6号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

- ◎ 開場時刻は午前9時15分とさせていただきます。
◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎ 株主様は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、代理権を証明する書面を当社にご提出していただく必要があります。
◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合には、上記の各ウェブサイトにて、その旨、修正前及び修正後の内容をご案内いたします。
◎ 今後の状況により、株主総会の運営に変更が生じた場合は、上記の各ウェブサイトに掲載いたしますので、ご来場いただく株主の皆様におかれましては、当日必ずご確認ください。

以 上

電子提供制度について

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に、電子提供措置事項に記載した書面として本書面をお送りいたします。

ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、本書面には記載しておりません。

なお、監査役及び会計監査人は、以下の事項を含む監査対象書類を監査しております。

【本書面において記載を省略している事項】

1. 事業報告

①企業集団の現況に関する事項

(当連結会計年度の事業の状況) 中の「事業の経過及びその成果」

(直前3連結会計年度の財産及び損益の状況)

(対処すべき課題)

(主要な事業内容)

(主要な営業所)

(使用人の状況)

(主要な借入先の状況)

(その他企業集団の現況に関する重要な事項)

②会社の現況

(株式に関する事項)

(新株予約権等に関する事項)

(会計監査人に関する事項)

(業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要)

2. 連結計算書類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

3. 計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

4. 監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査役会の監査報告



2026年8月28日（金曜日）
午前10時



2026年8月27日（木曜日）
午後6時入力完了分まで



2026年8月27日（木曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

・こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

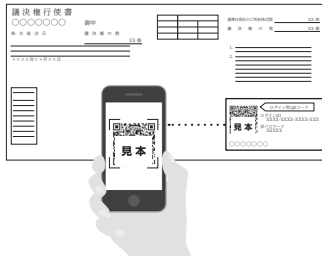
- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2025年6月1日から)
(2026年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は83百万円で、その主なものは次のとおりであります。なお、設備投資のセグメント別内訳は、事業セグメントに資産を配分していないため、記載しておりません。

イ. 当連結会計年度に取得した主要設備

クリエーション関連システム等 80百万円

ロ. 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却・撤去・減失

該当事項はありません。

② 資金調達の状況

該当事項はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年12月23日付で子会社であるNEインベストメント株式会社（2025年12月19日付でNE銀潤株式会社から商号変更）の株式4,880株を149,816千円で取得いたしました。

(2) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 議 決 権 比 率	主要な事業内容
株 式 会 社 ダ イ ブ	25百万円	83.3%	クリエイション事業 ソリューション事業
株式会社フォー・クオリア	99百万円	97.5%	クリエイション事業 ソリューション事業
株 式 会 社 a n d O n e	50百万円	93.2%	クリエイション事業
株 式 会 社 会 津 ラ ボ (注1)	29百万円	100.0% (100.0%)	クリエイション事業 ソリューション事業
株 式 会 社 プ ロ モ ー ト	55百万円	90.6%	クリエイション事業 ソリューション事業
い な せ り 株 式 会 社	10百万円	100.0%	クリエイション事業 ソリューション事業
株式会社スマート・コミュニティ・サポート (注1)	40百万円	50.6% (50.6%)	クリエイション事業
株式会社アップデートサポート (注1)	15百万円	100.0% (66.7%)	ソリューション事業
NEインベストメント株式会社 (注2)	99百万円	100.0%	ソリューション事業

(注) 1. 議決権比率の欄の()内の数字は、間接出資割合を示しております。

2. 当連結会計年度より、重要性が増したNEインベストメント株式会社(2025年12月19日付でNE銀潤株式会社から商号変更)を連結子会社としております。

2. 会社の現況

会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（2026年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	植 田 勝 典	
専 務 取 締 役	田 中 勝	管理本部長
取 締 役	杉 山 浩 一	営業本部長兼グループ技術管掌（社長特命担当）
取 締 役	福 田 正	一般財団法人UPDATE EARTH 理事長
取 締 役	岩 田 明 子	フリージャーナリスト 株式会社イワタ 代表取締役 株式会社ドートル・日レスホールディングス 社外取締役
常 勤 監 査 役	片 貝 義 人	
監 査 役	吉 川 信 哲	
監 査 役	星 野 正 司	星野公認会計士事務所 株式会社ヒット 社外監査役 イシグロ株式会社 社外監査役 イシグロホールディングス株式会社 社外監査役

- （注） 1. 取締役福田正及び岩田明子の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役吉川信哲及び星野正司の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外監査役吉川信哲氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役星野正司氏は、公認会計士の資格を有する者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当連結会計年度末日の翌日以降における取締役の重要な兼職の異動状況は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
杉 山 浩 一	－	日本エンタープライズ 分割準備株式会社 代表取締役社長	2026年7月1日

6. 当連結会計年度中の取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
植 田 勝 典	代表取締役会長	代表取締役会長 兼 社長	2025年6月1日
杉 山 浩 一	代表取締役社長	専務取締役 コーポレート営業本部長 兼 技術管掌	2025年6月1日
杉 山 浩 一	専務取締役 コーポレート営業本部長 兼 技術管掌	取締役 コーポレート営業本部長 兼 グループ技術管掌 (社長特命担当)	2025年8月1日
杉 山 浩 一	取締役 コーポレート営業本部長 兼 グループ技術管掌 (社長特命担当)	取締役 営業本部長 兼 グループ技術管掌 (社長特命担当)	2025年12月1日

② 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は720万円又は法令が定める額のいずれか高い額、社外監査役は360万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を補填することとしております。

ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど、一定の免責事項が定められております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役であり、その保険料は当社が負担しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針について、以下のとおり決議いたしました。また、取締役会は、当事業年度に係る個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【基本方針】

当社の取締役の報酬は、株主総会の決議による定め範囲内とし、職務内容と業績の反映及び株主との価値共有という観点から、業務執行取締役については、金銭報酬である固定報酬と業績連動報酬、非金銭報酬である長期インセンティブとしてのストックオプションにて構成することとしています。また、社外取締役については、その職務の性質を踏まえ、固定報酬とストックオプションにて構成することとしています。

(a) 固定報酬の額又は算定方法等の決定に関する方針

固定報酬については、月例の固定報酬とし、取締役の任期更新時期である8月に各取締役の職位及び職務の内容、貢献度、業績、報酬水準等を勘案のうえ決定することとしています。

(b) 業績連動報酬に係る業績指標の内容及び額又は数の算定方法等の決定に関する方針

業績連動報酬については、業績向上に対する意識を高めるため、社内で予め定めた通期連結経常利益の目標額、達成率を指標として、取締役の任期更新時期である8月に、当該事業年度の連結経常利益目標額に対する業績連動報酬額と、前事業年度の同目標額の達成率に応じた業績連動報酬の精算額をそれぞれ算出し、合算した額を当該事業年度の業績連動報酬確定額とします。また、その支払方法は、同確定額を12分割のうえ月例の固定報酬と合わせて、取締役在任期間である8月から翌年7月に月例で支払うものとしております。通期連結経常利益の目標額、達成率を指標として採用する理由は、当社は企業の経営活動全般の利益を表す経常利益が最重要であると捉え、グループ会社と一体となり向上に努めていることによるものであります。

(c) スtockオプションの内容及び額若しくは数又はその算定方法等の決定に関する方針

ストックオプションについては、当社の業績向上に対する意欲向上及び株主との価値共有を目的とした報酬と位置づけ、長期インセンティブとして、新株予約権を付与しています。その具体的な内容及び額若しくは数又はその算定方法並びに付与の時期又は条件についてはその目的に合うものを株主総会の決議による定め範囲内で決定することとしています。

(d) 固定報酬、業績連動報酬、ストックオプションの額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬、業績連動報酬、ストックオプションの額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、当社の企業価値向上のための適切なインセンティブとして機能するよう、上記各報酬の算定結果、他社の動向や取締役報酬の水準を勘案し決定するものとします。

(e) 報酬の決定方法

取締役の個人別の固定報酬及び業績連動報酬額は、代表取締役会長 兼 社長植田勝典が、取締役会から本方針に基づいた算定の委任を受け、株主総会の決議により承認された報酬額等の範囲内で個別の報酬額を決定のうえ、その結果を取締役に報告するものとします。

ストックオプションについては、株主総会の決議による定め範囲内で、代表取締役会長 兼 社長植田勝典が、各取締役の職位及び職務の内容、報酬水準等を勘案のうえ、取締役の個人別の付与数について原案を作成し、取締役会が決定するものとします。

当事業年度においては、取締役会は、代表取締役会長 兼 社長植田勝典に対して、各取締役の個人別の固定報酬及び業績連動報酬額の具体的内容の決定を委任しております。かかる委任をした理由は、当社全体の業績等を勘案して、各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役会長 兼 社長植田勝典が適任であると判断したためです。なお、委任を決定した取締役会の審議においては社外取締役の意見も踏まえて慎重に審議しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等 (ストックオプション報酬)	
取 締 役 (うち社外取締役)	130 (9)	130 (9)	0 (-)	0 (-)	5 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	21 (8)	21 (8)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	152 (17)	152 (17)	0 (-)	0 (-)	8 (4)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2000年8月21日開催の第12回定時株主総会において年額320百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2000年8月21日開催の第12回定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
3. 上記金銭報酬とは別枠で、2021年8月27日開催の第33回定時株主総会において、ストックオプションとして、年額200百万円（うち、社外取締役分は50百万円）以内とし（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、年400個（うち、社外取締役分は100個）以内の範囲で概要下記の新株予約権を付与することについて決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役2名）です。

目的である株式の種類及び数 当社普通株式とし、1個当たり100株とする。

行使価額 目的となる株式の数に割当日の属する月の前月の各日における終値の平均値（割当日の終値を下回る場合は割当日の終値に1.05を乗じた金額）を乗じた金額

行使期間 募集事項を決定する取締役会決議の翌日から10年以内の範囲内で、当社取締役会において定める。

行使の条件等

- ・ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役もしくは従業員に地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合又は当社又は当社関係会社を定年退職した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ・ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の条件に従い、新株予約権を行使することができる。
- ・ 本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。
- ・ 当社が消滅会社となる合併契約等について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

4. 業績連動報酬に係る業績指標は通期連結経常利益の目標額、達成率であり、当該指標を採用する理由は、当社は企業の経営活動全般の利益を表す経常利益が最重要であると捉え、グループ会社と一体となり向上に努めていることによるものであります。

当社の業績連動報酬は、社内で予め定めた通期連結経常利益の目標額、達成率を指標として、当該事業年度の連結経常利益目標額に対する業績連動報酬額と、前事業年度の同目標額の達成率に応じた業績連動報酬の精算額をそれぞれ算出し、合算した額を当該事業年度の業績連動報酬確定額とするものです。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標のうち通期連結経常利益の目標額は308百万円であり、実績は106百万円であります。

5. ストックオプション報酬は、以下の第13回新株予約権であります。

	第13回新株予約権
発行決議日	2024年2月21日
新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権1個につき普通株式100株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個当たり13,800円 (1株当たり138円)
権利行使期間	2026年4月1日から 2029年3月31日まで
行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合又は当社又は当社関係会社を定年退職した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先は、9頁に記載のとおりです。
- ・当社と、社外取締役福田正及び岩田明子の両氏のそれぞれの兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・当社と、社外監査役星野正司氏の各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	福 田 正	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回（出席率100.0%）に出席いたしました。同氏は、デジタルコンテンツ分野やマーケティング領域において高い専門性と幅広い知見を備えており、当社グループのデジタル戦略の推進やイノベーション創出に関して、市場動向を的確に捉えた指摘や提言を行っており、独立した立場から経営の監督と助言を行うという社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。
	岩 田 明 子	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回（出席率100.0%）に出席いたしました。同氏は、マスコミ、ジャーナリストとしての豊富な経験を有しており、メディアや世論の動向を的確に捉えた広範・公正な視点に基づいた指摘や提言を行っており、独立した立場から経営の監督と助言を行うという社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。
監査役	吉 川 信 哲	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回（出席率100.0%）、監査役会22回のうち22回（出席率100.0%）に出席いたしました。大手通信事業者及び同グループ会社出身としての経験を活かし、取締役会及び監査役会において適宜質問し、総合的見地からの助言・提言を行っております。
	星 野 正 司	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回（出席率100.0%）、監査役会22回のうち22回（出席率100.0%）に出席いたしました。公認会計士としての経験を活かし、取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等の専門的な見地から適宜質問し、助言・提言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けており、安定的な配当の継続を基本方針とし、業績の推移、今後の設備投資計画、自己資本比率、キャッシュ・フロー等を総合的に勘案したうえで、株主還元策を実施しております。

第38期におきましては、上記方針に基づき、期末配当については以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円
配当総額 金115,604,700円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年8月31日

第2号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、持株会社体制への移行の一環として、2026年7月1日に設立した当社の100%子会社である日本エンタープライズ分割準備株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で、2026年12月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約を2026年7月24日付で締結いたしました。

本吸収分割により、当社が営むコンテンツサービス、ビジネスサポートサービス等のクリエイション事業及びシステム開発、業務支援サービス等のソリューション事業を承継会社に承継いたします。

本議案は、本吸収分割に係る吸収分割契約について、ご承認をお願いするものであります。

なお、本吸収分割の効力発生日である2026年12月1日付で、当社は「日本エンタープライズグループ株式会社」に、承継会社は「日本エンタープライズ株式会社」に、それぞれ商号を変更する予定であります。

1. 吸収分割を行う理由

当社グループは、一般消費者向けコンテンツ開発から法人向け自社IPの提供へとビジネス領域を拡大させてまいりました。近年、生成AIの普及を背景としたビジネス構造の変化やサービスの高付加価値化が進む経営環境において、中長期的な成長に向けて推進しているITコンサルティングを軸としたソリューション事業の拡大並びに新規事業創出をさらに加速させるためには、より強固なグループ経営基盤の構築が不可欠であると考え、持株会社体制へ移行することといたしました。本吸収分割は、かかる持株会社体制への移行の一環として行うものであります。

持株会社はグループ全体の経営管理やグループ横断事業の戦略立案を担う純粋持株会社とし、各事業会社はそれぞれの事業特性に応じて柔軟かつ迅速に事業を展開することを想定しております。グループ経営の最適化を通じて持続的な成長を推し進めることで、企業価値の最大化を目指してまいります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

当社と承継会社との間で締結した吸収分割契約の内容は、以下のとおりであります。

吸収分割契約書（写）

日本エンタープライズ株式会社（以下「分割会社」という。）及び日本エンタープライズ分割準備株式会社（以下「承継会社」という。）は、クリエイション事業及びソリューション事業（以下「本件事業」と総称する。）に関して分割会社が有する権利義務の一部を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2026年7月24日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり合意し、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

本契約に定めるところに従い、分割会社は、本吸収分割により、分割会社が本件事業に関して有する別紙「承継対象権利義務明細表」記載の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）吸収分割会社

商号：日本エンタープライズ株式会社

但し、本効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）付で「日本エンタープライズグループ株式会社」に商号を変更する予定である。

住所：東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号

（2）吸収分割承継会社

商号：日本エンタープライズ分割準備株式会社

但し、本効力発生日付で「日本エンタープライズ株式会社」に商号を変更する予定である。

住所：東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. 承継会社は、本吸収分割により、分割会社から承継対象権利義務を本効力発生日において承継する。
2. 本吸収分割による債務の承継は、全て重畳的債務引受の方法による。但し、分割会社と承継会社との間では、承継会社が当該承継する債務の負担を最終的に負うものとし、分割会社が当該承継する債務を本項に基づき負担した場合には、分割会社はその負担の全額について、承継会社に対して求償することができるものとする。

3. 承継対象権利義務の承継に伴う登記、登録、通知その他の手続に要する費用の負担については、分割会社と承継会社との間で協議の上、合意により決定する。

第4条（本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

承継会社は、本吸収分割に際して、分割会社に対して、前条に基づき承継する権利義務の対価として承継会社が新たに発行する普通株式2,000株を交付する。

第5条（承継会社の資本金等の額）

本吸収分割により承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年12月1日とする。但し、本吸収分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、分割会社及び承継会社間で協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

分割会社及び承継会社は、本効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項の承認に関する株主総会の決議を求めるものとする。

第8条（競業禁止義務）

分割会社は、本効力発生日後においても、本件事業に関して、法令によるか否かを問わず、一切競業禁止義務を負わない。

第9条（本吸収分割の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、分割会社及び承継会社は、誠実に協議し合意の上、本吸収分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失う。

- （1）本効力発生日の前日までに、分割会社又は承継会社の株主総会において、第7条に定める本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項の承認が得られない場合
- （2）本効力発生日の前日までに、法令に定められた本吸収分割の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合

第11条（公租公課）

承継会社が本吸収分割により分割会社から承継する権利義務に係る公租公課は、効力発生日の前日までは分割会社が、効力発生日以後は承継会社が、それぞれ実日数による日割り計算により負担するものとする。

第12条（印紙税）

本契約に係る印紙税は、分割会社と承継会社とが折半して各自負担する。

第13条（準拠法及び管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 分割会社及び承継会社は、本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第14条（協議）

本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、分割会社及び承継会社が誠実に協議し、合意の上、決定するものとする。

（以下余白）

上記合意の成立を証するため、本書1通を作成し、各当事者が記名押印の上、分割会社がその原本を保有し、承継会社はその写しを保有する。

2026年7月24日

分割会社：東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号
日本エンタープライズ株式会社
代表取締役会長兼社長 植田 勝典

承継会社：東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号
日本エンタープライズ分割準備株式会社
代表取締役社長 杉山 浩一

別紙

承継対象権利義務明細表

本効力発生日において、承継会社が分割会社から承継する資産、負債及び債務、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、承継会社が分割会社から承継する資産及び負債については、分割会社の2026年5月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が本件事業に関して有する一切の資産。

2. 負債及び債務

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が本件事業に関して負担する一切の負債及び債務。

3. 契約（雇用契約を除く。）

本効力発生日の前日の終了時点において有効に存続し、分割会社が当事者となっている本件事業に関する一切の契約（雇用契約を除く。）及びこれに基づき発生した一切の権利義務。

4. 雇用契約

承継会社は、分割会社から、雇用契約及びこれに基づく権利義務を承継しない。

5. 許認可等

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が保有する本件事業に関する許可、認可、免許、承認、登録及び届出等のうち、法令に基づき承継可能なもの。

6. 知的財産権

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が保有する本件事業に関する特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、ノウハウ等の知的財産権（登録の有無を問わず、出願中のものも含む。また、外国の法令に基づくものも含む。）。

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

承継会社は、本吸収分割に際して普通株式2,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。かかる株式数につきましては、承継会社が当社の完全子会社であることを踏まえ、当社及び承継会社の合意により決定したものであり、相当であると判断しております。

本吸収分割により、承継会社の資本金及び準備金の額は増加しないものといたします。当社は、承継会社の資本政策の実現の観点から、上記の事項が相当であるものと判断しております。

(2) 分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

当社は、会社法第787条第3項第2号ロに定める新株予約権を発行しておりますが、本吸収分割に際して当社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる承継会社の新株予約権を交付する予定はありません。そのため、会社法施行規則第183条第3号に該当する事項はありません。

(3) 承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	100,000	負 債 合 計	—
現 金 及 び 預 金	100,000	(純資産の部)	
		株 主 資 本	100,000
		資 本 金	100,000
		純 資 産 合 計	100,000
資 産 合 計	100,000	負 債 ・ 純 資 産 合 計	100,000

(4) 承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(5) 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(6) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、2026年8月1日付で、当社が営む交通情報サービス事業に関して有する権利義務を、新設分割によって新たに設立する交通情報サービス株式会社に承継し、当該新設分割により交通情報サービス株式会社の発行済株式の全てである普通株式2,000株の交付を受けました。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

持株会社体制への移行に際して、当社の商号を「日本エンタープライズグループ株式会社」に変更し、事業目的を持株会社としてのグループ会社の事業活動に対する経営管理等に変更するものです。なお、本定款変更は、本吸収分割の効力発生を条件として、本吸収分割の効力発生日（2026年12月1日（予定））に効力が生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（商号） 第1条 当社は、<u>日本エンタープライズ株式会社</u>と称し、英文では、<u>Nihon Enterprise Co., Ltd.</u>と表示する。 （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（36） 〈条文省略〉 〈新設〉 〈新設〉	（商号） 第1条 当社は、<u>日本エンタープライズグループ株式会社</u>と称し、英文では、<u>Nihon Enterprise Group Co., Ltd.</u>と表示する。 （目的） 第2条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動の支配、経営管理及びこれに付帯関連する一切の業務を行うことを目的とする。 （1）～（36） 〈現行どおり〉 附則 （効力発生日） 1. 第1条（商号）及び第2条（目的）の変更は、<u>2026年8月28日開催予定の定時株主総会に付議される吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決され、当該吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、2026年12月1日に効力が発生するものとする。なお、本条の規定は、上記定款変更の効力発生日の経過をもって削除されるものとする。</u>

第4号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 数
1	う え だ か つ の り 植 田 勝 典 (1962年10月9日)	1985年4月 トヨタ自動車株式会社入社 1989年5月 当社設立 代表取締役社長 1990年4月 松下電器産業株式会社入社 2003年2月 株式会社ダイブ取締役 2012年7月 交通情報サービス株式会社取締役 2013年6月 株式会社フォー・クオリア取締役（現任） 2014年11月 株式会社社会津ラボ取締役（現任） 2015年3月 株式会社and One取締役（現任） 2015年6月 山口再エネ・ファクトリー株式会社（現 株式 会社スマート・コミュニティ・サポート）代表取締役社長 2015年7月 株式会社ダイブ取締役（現任） 株式会社プロモート取締役（現任） 2015年10月 NE銀潤株式会社（現 NEインベストメン ト株式会社）代表取締役社長（現任） 2016年3月 当社代表取締役社長 ソリューション事業本部長 2016年6月 いなせり株式会社取締役 2016年7月 交通情報サービス株式会社代表取締役社長 2017年3月 当社代表取締役社長 技術本部長 2017年4月 いなせり株式会社取締役会長 2017年6月 当社代表取締役社長 ソリューション本部長 2017年9月 山口再エネ・ファクトリー株式会社（現 株式 会社スマート・コミュニティ・サポート）取締役（現任） いなせり株式会社代表取締役社長（現任） 2018年3月 当社代表取締役社長 コンテンツ本部長 2018年10月 当社代表取締役社長 営業本部長 2019年7月 交通情報サービス株式会社取締役 2020年7月 交通情報サービス株式会社代表取締役社長 2022年12月 株式会社アップデートサポート取締役（現任） 2024年6月 当社代表取締役会長 2025年6月 当社代表取締役会長兼社長（現任） 2026年4月 セキュア・バンク株式会社取締役（現任） 2026年7月 日本エンタープライズ分割準備株式会社取締役（現任） 2026年8月 交通情報サービス株式会社取締役（現任） （取締役候補者とした理由） 植田勝典氏は、当社創業者として長年にわたり当社グループの経営を牽引し、豊富な経営経験と高い見識を有しております。 純粋持株会社体制への移行をはじめとするグループ経営の変革を推進し、中長期的な企業価値向上を実現するためには、同氏のリーダーシップと豊富な知見が不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	11,095,400株

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 数
2	た 田 中 まさる 勝 (1966年9月28日)	1990年 4 月 オートック株式会社入社 1993年 5 月 株式会社三貴入社 1996年 3 月 株式会社コグレ入社 2001年 8 月 当社入社 2003年12月 株式会社ダイブ監査役 2004年 3 月 当社総務企画部長 2004年 4 月 当社総務企画部長兼経営企画・I R 室長 2005年 8 月 当社取締役 2007年 8 月 当社常務取締役 2012年 6 月 当社常務取締役 管理本部長 2012年 7 月 交通情報サービス株式会社取締役 株式会社ダイブ取締役 2013年 4 月 株式会社and One取締役 2015年10月 NE銀潤株式会社（現 NEインベストメン ト株式会社）取締役 2017年 9 月 いなせり株式会社取締役 2018年 7 月 交通情報サービス株式会社取締役 株式会社フォー・クオリア取締役 株式会社社会津ラボ取締役 2018年11月 株式会社プロモート取締役（現任） 2020年 7 月 交通情報サービス株式会社取締役 2024年 6 月 当社専務取締役 管理本部長（現任） 2026年 7 月 株式会社ダイブ取締役（現任） (取締役候補者とした理由) 田中 勝氏は、専務取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監 督等の役割を適切に果たしております。また、管理本部長として経理、総 務、人事、広報、IRに係わる事項を統括し、コンプライアンス及びコーポ レートガバナンスの強化に取り組んでおります。純粋持株会社体制への移行を 見据え、グループ全体の管理体制及びガバナンス体制の一層の強化が求めら れる中、同氏の豊富な経験と知見を当社グループの持続的な成長及び企業価 値の向上に活かすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者といた しました。	119,900株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 数
3	すぎ やま こう いち 杉 山 浩 一 (1970年11月30日)	1992年 4 月 学校法人電子開発学園九州入職 1994年 4 月 株式会社エスシーシー入社 1996年 8 月 株式会社グランドフォックス取締役 2000年 7 月 当社営業本部技術部長 2001年 8 月 当社取締役 2003年 8 月 当社技術部長 2004年 8 月 当社取締役 2006年 8 月 当社常務取締役 2012年 6 月 当社常務取締役 事業本部長 2013年 7 月 株式会社ダイブ取締役 2014年11月 株式会社社会津ラボ取締役 2015年12月 当社常務取締役 コンテンツ事業本部長 2016年 6 月 いなせり株式会社取締役 2016年 7 月 交通情報サービス株式会社取締役 2016年10月 NE銀潤株式会社（現 NEインベストメン ト株式会社）取締役 2017年 5 月 当社常務取締役 2017年 8 月 当社取締役 2017年12月 当社取締役 技術本部長 2019年 7 月 交通情報サービス株式会社取締役 2019年 8 月 当社常務取締役 技術本部長 2020年 1 月 いなせり株式会社取締役（現任） 2021年 7 月 株式会社ダイブ取締役 2024年 6 月 当社代表取締役社長 2024年 7 月 株式会社フォー・クオリア取締役 2025年 6 月 当社専務取締役 コーポレート営業本部長 兼 技術管掌 2025年 8 月 当社取締役 コーポレート営業本部長 兼 グループ技術管掌（社長特命担当） 2025年12月 当社取締役 営業本部長 兼 グループ技術管掌（社長特命担当）（現任） 2026年 7 月 日本エンタープライズ分割準備株式会社 代表取締役社長（現任） 2026年 8 月 交通情報サービス株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 日本エンタープライズ分割準備株式会社 代表取締役社長 （取締役候補者とした理由） 杉山浩一氏は、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、営業部門及び技術部門を中心に長年培った豊富な知識と経験を有しております。 純粹持株会社体制への移行を見据え、事業シナジーの創出及びグループ技術戦略の推進において、同氏の豊富な経験と知見を活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	190,500株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
4	ふくだただし 福田 正 (1961年5月16日)	1984年 6 月 株式会社エスビー興産入社 1989年12月 株式会社アクセスインターナショナル専務取締役 2000年 2 月 株式会社角川デジックス (現 株式会社角川アスキー総合研究所) 代表取締役専務 2003年10月 同社代表取締役社長 2007年10月 BitTorrent株式会社 取締役 2009年 3 月 株式会社角川マーケティング (現 株式会社KADOKAWA) 代表取締役専務 2013年 1 月 株式会社角川アスキー総合研究所代表取締役専務 2019年 4 月 同社代表取締役会長 2023年10月 一般財団法人UPDATE EARTH理事長(現任) 2024年 6 月 株式会社アクセストレードセンター取締役会長(現任) 2024年 8 月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 一般財団法人UPDATE EARTH理事長	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 福田 正氏は、メディアや出版業界での豊富な経験を有しており、デジタルコンテンツやマーケティングに関する深い見識を有しております。当社グループの持続的成長及び純粋持株会社体制への移行を推進するにあたり、独立した立場から経営の監督と助言を行う適切な人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者としたしました。同氏に期待される役割は、当社グループのデジタル戦略強化、イノベーション推進等の分野において、市場動向やサービス創出に関する幅広い見識と鋭い洞察力に基づく、独立した立場からの監督及び助言です。			

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
5	いわ 岩 た 田 あき 明 こ 子 (1969年4月7日)	1996年4月 日本放送協会入局 2013年7月 同協会 政治部記者 兼 解説委員 2018年4月 中京大学客員教授 2019年7月 日本放送協会解説主幹 2022年8月 株式会社イワタ代表取締役(現任) 2022年9月 千葉大学客員教授(現任) 2023年4月 フリージャーナリスト(現任) 2024年5月 株式会社ドトール・日レスホールディングス社外取締役(現任) 2024年8月 当社社外取締役(現任)	1,600株
		(重要な兼職の状況) フリージャーナリスト 株式会社イワタ代表取締役 株式会社ドトール・日レスホールディングス社外取締役 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 岩田明子氏は、記者として長年に亘る政治・外交分野での取材経験を持ち、解説委員や主幹を歴任した後、フリージャーナリストとして活躍しており、多くのメディア関係者や業界リーダーと強力なネットワークを持っています。当社グループの持続的成長及び純粋持株会社体制への移行を推進するにあたり、同氏はメディアや世論の動向を的確に捉え、広範・公正な視点で経営の監督と助言を行う適切な人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。同氏に期待される役割は、マスコミ、ジャーナリストとしての豊富な経験と多様な視点に基づく、独立した立場からの監督及び助言です。	

- (注) 1. 取締役候補者植田勝典氏は当社の経営を支配している者(会社法第2条第4号の2ロ)であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 福田正氏及び岩田明子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 福田正氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、2年間となります。
5. 岩田明子氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、2年間となります。
6. 当社は、福田正氏及び岩田明子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、720万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、各氏が再任された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である当社取締役及び監査役が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被る損害を当該保険契約によって補填することとしております(ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど、一定の免責事項が定められております。)。各取締役候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役星野正司氏は任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
星野正司 (1956年4月14日)	1984年9月 監査法人太田哲三事務所 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 1988年3月 公認会計士登録 1999年5月 太田昭和監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 社員 (パートナー) 2005年5月 新日本有限責任監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 代表社員 (シニアパートナー) 2018年7月 星野公認会計士事務所開設 (現業) 2018年8月 当社社外監査役 (現任) 2020年9月 株式会社ヒット社外監査役 (現任) 2023年7月 イシグロ株式会社社外監査役 (現任) イシグロホールディングス株式会社社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 星野公認会計士事務所 株式会社ヒット社外監査役 イシグロ株式会社社外監査役 イシグロホールディングス株式会社社外監査役 (社外監査役候補者とした理由) 星野正司氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計分野に対する豊富な経験と幅広い見識を監査に反映し、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者となりました。なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社 (外国会社を含む。) の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。	5,800株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 星野正司氏は、社外監査役候補者であります。
3. 星野正司氏は、現在、当社の社外監査役であります。同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、8年となります。
4. 当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、360万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、同氏が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である当社取締役及び監査役が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被る損害を当該保険契約によって補填することとしております (ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど、一定の免責事項が定められております。)。星野正司氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第6号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに、優秀な人材を確保し、当社グループ全体の企業価値の向上に資することを目的として、当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員（当社取締役を兼任する者を含みます。）に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は純粋持株会社体制への移行を見据え、当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに、優秀な人材を確保し、当社グループ全体の企業価値の向上に資することを目的とするものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員（当社取締役を兼任する者を含みます。）。

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式400,000株を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割又は株式併合の比率

さらに、上記の他、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、付与株式数の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で付与株式数（下記(2)に定義する。）は適切に調整されるものとする。調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の数の上限

4,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は後者の価額に1.05を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により1株当たり行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替える。

さらに、新株予約権の割当日後、当社が他の会社と合併又は会社分割等を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合併又は会社分割等の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から2年を経過する日の翌月の月初めから3年間とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社、当社の子会社若しくは当社関連会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合又は当社、当社の子会社若しくは当社関連会社を定年退職した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ② 上記①にも関わらず、新株予約権者が死亡した場合は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約の条件に従い、相続人は、相続の対象となった新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案又は新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合の議案につき当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社取締役会で承認されたとき）は、当社は、当社取締役会が定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者が権利行使する前に、上記(6)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(1)及び(2)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3.(4)で定められる

行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(5)に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3.(5)に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(8)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

上記3.(9)に準じて決定する。

(11) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

【ご参考】取締役、監査役及びその候補者のスキル・マトリックス

当社は、当社の求める知識、経験及び能力等のバランスを考慮し、取締役及び監査役の候補者を決定しています。

本総会において第4号議案及び第5号議案が原案のとおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成並びに各人の専門性及び経験に関するスキル・マトリックスは以下のとおりです。

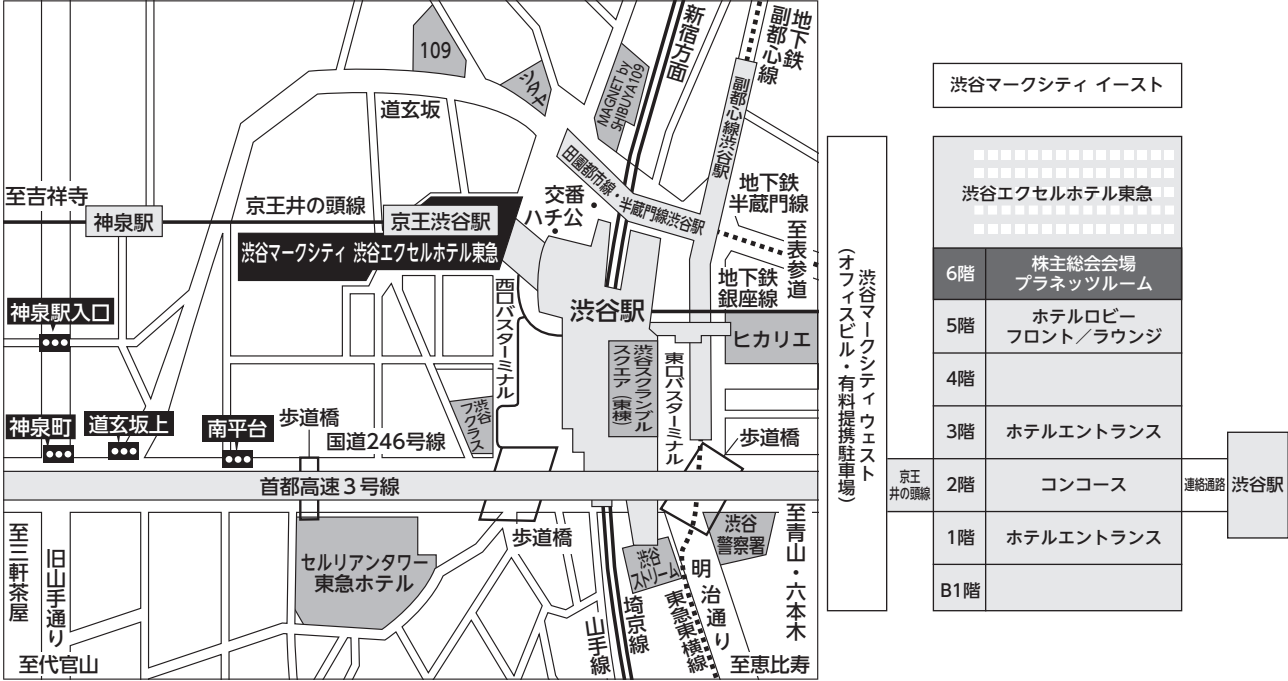
氏名	役職	企業経営、 経営戦略等	営業、マー ケティング	技術、IT	グローバル	財務／会計	人事・労務 ／組織開発	法務・ガ バナンス	ESG、 サステナ ビリティ
植田 勝典	代表取締役会長兼社長	●	●	●	●		●		●
田中 勝	専 務 取 締 役					●	●	●	●
杉山 浩一	取 締 役	●	●	●	●				
福田 正	社 外 取 締 役	●	●	●	●				
岩田 明子	社 外 取 締 役				●				●
片貝 義人	常 勤 監 査 役			●				●	
吉川 信哲	社 外 監 査 役							●	
星野 正司	社 外 監 査 役					●			

(注) 取締役及び監査役の有する全てのスキルを表すものではありません。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂1-12-2
渋谷エクセルホテル東急（渋谷マークシティ内）6階 プラネッツルーム
電話 03 (5457) 0109



<交通のご案内>

京王井の頭線	渋谷駅 2階の中央口から3階へ上がり、エクセルホテル専用エレベーターをご利用の上、6階の会場へお越しください。
JR／山手線、埼京線、湘南新宿ライン	各渋谷駅より、京王井の頭線 渋谷駅方面にお越しください。
東急／東横線、田園都市線	
東京メトロ／銀座線、半蔵門線、副都心線	



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。